

評価対象

事務事業名	赤坂地区地域防災力向上	開始年度	昭和 51 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	④ 地域の防災力の向上		

事業概要

事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生すると予測されている首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに主体的に結成した防災組織等
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣します。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>
根拠法令等	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

事業の成果

指標	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	4	5	125.0%	平成28年度	7	9	128.6%	平成28年度	12	0	0.0%
平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度	9	9	100.0%	平成29年度	8	9	112.5%	
平成30年度	5	—	—	平成30年度	9	—	—	平成30年度	10	—	—	

指標から見た事業の成果  
・知識普及・啓発のためのイベント等実施回数、防災訓練及び防災講座実施回数実績は、平成28年度と同数です。継続することで防災意識は高まっており、地域防災力の向上につながっています。  
・防災アドバイザー派遣延べ時間数は、積極的に制度の利用促進を行ったことから、平成28年度に比べ0%から112.5%へ上昇しました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,651	3,651	0	0	0	0	0	0	3,651	3,073	84%
平成29年度	590	590	0	0	0	0	150	0	740	634	86%
平成30年度	565	565	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
平成29年度から「赤坂地区地域防災協議会育成・支援」、「赤坂地区防災住民組織等育成・支援」、「赤坂地区高層住宅等の震災対策」、赤坂地区地域防災アドバイザー派遣、「赤坂地区防災知識普及・啓発」の5つの小事業を統合し、「赤坂地区地域防災力向上」へと一本化しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	防災アドバイザー派遣について、地域情報誌を活用した周知や地域防災協議会の会合での周知、防災住民組織のイベント時における周知等、広く周知活動を行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	熊本地震以降、地域住民の防災への関心がさらに高まっています。防災住民組織の主体的な学習会や訓練の実施が予想され、防災訓練や出前講座等の要望・需要の増加が見込まれます。また、避難所への関心も高まっており、有事の際は地域防災協議会の自主的な活動が求められるため、区としても積極的に後方支援します。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他の自治体においても、地域防災協議会の活動支援や防災住民組織の育成・支援、知識普及・啓発活動の一環として講演会等を行っています。また、防災アドバイザー派遣事業の類似事業として、東京都では、希望する自主防災組織や町会・自治会等に対して、防災専門家の講師を派遣し、「東京防災学習セミナー」を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	平成29年度に5つの小事業を一本化したことにより、事業全体の経費を抑えました。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	防災アドバイザーは、外部専門家に依頼しています。
事業の課題	地域防災協議会役員の高齢化が顕著です。世代を超えた協議会組織を構築することが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	地域防災協議会活動への若者の参加を促すため、誰もが参加しやすく関心度が高い訓練内容を検討するとともに、早くから訓練の周知を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	防災に対する意識が高まる中、地域の防災力をさらに強化・向上していくために、継続して地域の防災活動を支援する必要があります。
② 事業の効果性	4	知識・普及啓発のためのイベントや出前講座の実施、防災アドバイザー派遣等により地域住民の防災意識を高めることができ、地域の防災活動を支援することで地域の防災力の向上を図ることができるため、事業の効果は高いといえます。
③ 事業の効率性	4	今後、防災アドバイザー派遣の増加が増えていくことが想定されることから、予算配分を再度検討していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	今後、発生が予測されている首都直下地震に備え、地域住民、事業所等の地域防災力の向上を図る必要があります。今後も地域住民等に対し、継続的に防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の向上を図るとともに、地域の防災活動を支援することにより、地域の防災力の向上を図ります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	赤坂地区総合防災訓練	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	④ 地域の防災力の向上		

事業概要

事業の目的	<p>①「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進します。</p> <p>②区民の防災意識及び防災行動力の向上を図ります。</p> <p>③区及び関係防災機関相互の協力体制を確立します。</p> <p>④区民及び区内事業所の協力体制を確立します。</p> <p>⑤港区地域防災計画の運用の習熟を図ります。</p>
事業の対象	町会・自治会、事業所、赤坂警察署、赤坂消防署、関係機関、大使館、赤坂地区防災ネットワーク、青山地区防災協議会
事業の概要	毎年1回、区の地域に係る災害に関し、自助・共助・公助を実現するため、また、職員や区民の防災意識の高揚と防災行動力の向上のために、防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」として、総合防災訓練を実施します。
根拠法令等	災害対策基本法、港区防災対策基本条例、東京都震災対策条例

事業の成果

指標	指標1	総合防災訓練参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1,100	1,009	91.7%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1,100	907	82.5%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1,100	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—

指標から見た事業の成果  
平成29年度は地域防災協議会等の防災関係団体に協力いただき、8つの新規訓練ブースを実施しました。また、訓練後半に「まなぼうさい」と題してチーム対抗の防災障害物競争及びバケツリレーを実施し、地域住民の共助を育みました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,677	2,677	0	0	0	0	0	0	2,677	1,835	69%
平成29年度	2,548	2,548	0	0	0	0	0	0	2,548	2,126	83%
平成30年度	2,313	2,313	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
ポスター・チラシの印刷費が平成30年度から新たに予算につきましたが、会場設営の業務委託費が大幅に削減されたため、平成29年度から予算額が減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	体験型ブースとして、子どもレスキュー体験を実施する等、新規参加者（特に若年層）の増加を図りました。また、防災障害物競争、バケツリレーを実施し、自助・共助の重要性を参加者に訴えました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	東日本大震災や熊本地震等、近年発生した災害により、区民の防災に対する関心が高まってきています。首都直下型地震等、今後起こりうる災害に備えて、地域の防災力向上及び、区民・事業者・防災関係機関・区の連携をより深めていくことが求められています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他の自治体においても住民・事業者・各防災関係機関との協力体制の確立に向けての防災訓練が行われています。
コスト削減の工夫・余地	ペット防災講師の報酬費は、みなと保健所の職員による対応が可能のため、平成30年度から予算計上していません。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	会場設営委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	参加者が固定化していることです。特に、子どもや子育て世代の参加者が少ないため、子ども向け訓練ブースの拡充を含めた訓練内容の精査が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	新規の訓練参加者（特に若い世代）の参加を促進するため、体験型ブースの拡大等、体を動かし、楽しみながら防災を学べるような訓練内容を検討します。また、周知期間を長く確保し、保育園、小・中学校等に積極的に働きかけを行うことで、子ども（子育て世代）の参加者の増加に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	発災時に備え、地域住民の防災意識及び防災行動力の向上を図るため、また、地域住民が交流を図る大事な機会でもあるため、継続して実施していく必要があります。
② 事業の効果性	4	訓練を実施することで参加者の防災力向上につながり、また、地域住民同士の顔の見える関係を築く場にもなっているため、効果性が高いと考えます。
③ 事業の効率性	4	区及び防災関係機関（消防署、警察署等）が協力し、役割分担を明確にして取り組んでおり、効率性が高いといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区民の防災意識の向上を図るため、また、区と防災関係機関（消防署、警察署等）の協力体制を強固にしていくために継続して行っていく必要があります。さらに、多くの地域住民が一堂に集まり、顔の見える関係を築く場にもなっているため、今後も継続する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	赤坂地区生活安全活動推進事業	開始年度	昭和 62 年度
所 属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所 管 課 長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等
事業の概要	<p>①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、30万円(1年度内1回)</p> <p>②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(1年度内1回)</p> <p>③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】経費の総額の2分の1の額。上限50万円(新たに設置する場合のみ)。</p> <p>④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 【補助限度額】5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円(1住戸1回)。</p> <p>⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 【補助限度額】防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1,500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。</p>
根拠法令等	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事業の成果

指 標	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	5	0	0.0%	平成28年度	9	3	33.3%	平成28年度			
平成29年度	3	4	133.3%	平成29年度	8	4	50.0%	平成29年度				
平成30年度	2	—	—	平成30年度	5	—	—	平成30年度				

指標から見た事業の成果 共同住宅防犯対策助成件数や住まいの防犯対策助成件数の実績が増加。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,404	9,404	0	0	0	0	-1,500	0	7,904	6,320	80%
平成29年度	18,411	18,411	0	0	0	0	0	0	18,411	17,669	96%
平成30年度	6,375	6,375	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 防犯カメラの設置予定件数により事業費は毎年変化します。今年度は防犯カメラの設置が1件予定されています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	「住まいの防犯対策助成」については、支援部と協議のうえ一部事務手続きを見直し、申請の期間を経費を支払った日から90日以内としました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区民の防犯意識の向上を図ることや、子どもや高齢者の安全を確保する取組を支援することは、需要が高いと思われます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても、防犯カメラ整備助成制度、共同住宅防犯助成制度と同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	補助金交付要綱及び活動実績等により、適正な補助金額を交付しています。防犯カメラ整備費に対する補助金については、設置予定がない場合予算計上しておりません。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	共同住宅防犯対策助成にかかる防犯診断業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	住まいの防犯対策助成事業に対する申請件数が少ないことが課題です。当事業について積極的に周知を図る必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	住まいの防犯対策助成事業について、地域情報誌を通じた周知等、積極的に周知を図る必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区民の防犯に対する関心は高く、安心・安全なまちづくりを進めていくうえで、必要性は高いです。
② 事業の効果性	4	町会・自治会、商店街が防犯カメラを設置することや、地域住民が防犯機器を設置することで未然に犯罪被害を防止することができ、地域全体の防犯対策として効果的です。
③ 事業の効率性	4	補助金制度により、区民の防犯に対する意識の向上に繋がっています。また、専門知識が必要となる防犯診断については業務委託を行う等により効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	当事業により、区民の防犯対策が強化され、安心・安全なまちづくりを促進するため、継続させる必要があります。

評価対象

事務事業名	赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会支援	開始年度	平成 15 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	<p>都内有数の繁華街であり、「安全・安心まちづくり推進地区」に指定されている赤坂地区について、より一層安全で安心できるまちにするため活動や取組を考え、実行に移して、効果をあげていくため、区民、地域団体、事業者、関係機関等により構成される「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の運営・活動を支援します。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第12項（生活安全活動の推進に関すること）</p>
事業の対象	協議会の構成：区民、事業者、関係団体、行政機関（区、警察）等
事業の概要	<p>「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・・・偶数年度に開催。</li> <li>・防犯パトロール・・・年3回実施。</li> <li>・客引き防止啓発活動の実施（客引き禁止看板の設置等）。</li> <li>・暴力団排除講習会の開催・・・協議会会員の暴力団排除に関する知識の習得や排除運動の醸成を目的として開催（平成23年度1回開催）。</li> </ul> <p>※平成25年度から防災課から事務移管。事業費については、平成24年まで、「港区生活安全協議会」及び「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」と合わせて計上。</p>
根拠法令等	安全で安心できる港区にする条例 安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の成果

指標	指標1	パトロール実施回数			指標2	協議会実施地域の刑法犯認知件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3	1	33.3%	平成28年度	406	398	98.0%	平成28年度			
平成29年度	3	3	100.0%	平成29年度	398	390	98.0%	平成29年度				
平成30年度	3	—	—	平成30年度	390	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

区民、地域団体、事業者、関係団体が一体となってパトロールを実施することにより、暴力排除や客引き防止などを広く地域に訴える運動が実施できており、その成果として刑法犯認知件数が減少したものと思われます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	44	44	0	0	0	0	0	0	44	16	36%
平成29年度	77	77	0	0	0	0	0	0	77	77	100%
平成30年度	104	104	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

平成28年度のパトロールは3回実施予定のところ、2回雨天中止となり、参加者に配布するお茶の発注をしないうなど、天候に影響されます。29年度のパトロールは、3回実施しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	啓発品の配布、プラカードの掲示等、参加者にパトロール中の役割を明確にして運動の主旨をPRしてもらいました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	パトロールは、毎回120～130名程度の参加があり、防犯や違法看板・違法客引きの対策の意識が高いことを示しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	警視庁が環境浄化対策を強力に推進している4地区（新宿歌舞伎町、池袋、六本木、渋谷）等、繁華街における安全安心対策は各区でも実施しています。
コスト削減の工夫・余地	啓発品と飲料水のみ予算計上とし、削減の努力・工夫を行っています。安全安心なパトロールの実現に向けて、必要に応じて予算計上をします。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	活動の主体が区民、事業者のため、委託の必要性はないと考えます。
事業の課題	参加者が積極的に運動の趣旨を訴えることができる工夫を検討し、より効果的な活動にする必要があります。 また、雨天中止としていますが、平成28年度のように3回中2回中止になった場合の予備日の設定など関係団体と検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	次年度も引き続き、パトロール中の各自の役割を明確にして、参加者が積極的に運動の主旨をPRできるように工夫します。また、雨天となった場合を想定し、あらかじめ予備日を調整設定する等の工夫を行っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	パトロールは、毎回140～150人程度参加者があり、防犯、違法看板・悪質な客引き行為等の対策への意識の高さを示しています。
② 事業の効果性	4	普段、町会、自治会等で実施しているパトロールに加えて、当該事業のパトロールを実施することで、防犯や違法看板、客引き行為の抑制につながります。
③ 事業の効率性	4	多くの参加者がいることで、通行人に防犯、違法看板、悪質な客引き対策について効率的に啓発することができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	住民の防犯、違法看板、悪質な客引き行為等への意識が高く、毎回140～150人の参加者がいます。当該事業のパトロールを、普段町会や自治会単位で実施しているパトロールに加えて実施することで、犯罪の抑止や、通行人への防犯対策の啓発へとつながるため、継続させる必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	



評価対象

事務事業名	赤坂地区清掃事業普及・啓発	開始年度	平成 8 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要

事業の目的	赤坂青山清掃協会の会員が、自主的協力によって清掃事業の向上と円滑な運営を図り、地域内の美化と環境衛生の向上に寄与するための活動を支援します。 港区総合支所処務規定第11条協働推進係第19項（清掃協会に関すること）
事業の対象	赤坂青山清掃協会
事業の概要	地域内のごみ減量及び適正な処理の推進を図るため、赤坂青山清掃協会が行う事業を支援します。 ①赤坂青山清掃協会事務局としての運営や必要な支援 常任理事会、総会、懇親会、女性部役員会等の調整支援をします。 ②エコライフ・フェアMINATOのバザー品出店支援 毎年、有栖川宮記念公園で開催される環境課主催のエコライフフェアでリサイクルバザーを出店するため、必要な支援をします。 ③施設見学会、研修会の実施支援 清掃・リサイクル事業に対する知識を深めるため、清掃やリサイクルに関連する施設の見学等の実施の支援をします。 ④清掃協会補助金申請等事務手続き 事務局として、補助金の申請事務を行います。 ⑤赤坂青山清掃協会会長表彰支援 表彰に関する事務を事務局として実施します。
根拠法令等	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果

指標	指標1	バザー品売上代金（単位：千円）			指標2	会員数（単位：世帯）			指標3	会長表彰受賞者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	280	209	74.6%	平成28年度	7,120	7,005	98.4%	平成28年度	2	2	100.0%
平成29年度	209	283	135.4%	平成29年度	7,005	7,103	101.4%	平成29年度	5	5	100.0%	
平成30年度	283	—	—	平成30年度	7,103	—	—	平成30年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果  
エコライフフェアへの参加を通じてリサイクルやエコへの意識を高める活動を実施できています。バザーでは、エコライフフェアの参加人数により差は発生しますが、一定の売り上げを保っています。（バザー品売上実績：平成27年度 280,885円、平成28年度 209,936円、平成29年282,317円）（清掃協会事業の支援を通して、地域の清掃意識の高揚が図られています。）

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	16	16	0	0	0	0	0	0	16	15	94%
平成29年度	16	16	0	0	0	0	0	0	16	12	75%
平成30年度	16	16	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
施設見学会の支援のため、職員の同行経費を計上しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	清掃協会の取り組みの内容を区刊行物等で紹介し、様々な場面でのPRに努めています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	環境課地球環境係主催のエコライフ・フェアに麻布清掃協会と共に参加し、バザーを出展しており、環境意識の啓発につながるものとして継続が要望されているほか、他区の清掃事業の実態を知ることが出来る施設見学会についても継続実施の要望が出されています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	近隣区でも、区内から生ずる廃棄物の排出抑制・減量化・資源化を推進するため活動を支援しています。区内では、麻布地区総合支所が麻布清掃協会を支援しています。
コスト削減の工夫・余地	リサイクルの推進やゴミの削減には住民の協力が不可欠であり、地域での活動を行う団体への支援を区が行うことは必要です。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	活動の主体は赤坂青山清掃協会の会員であり、事務局の支援を行っているのみなので、業務を委託する必要性はないと考えます。
事業の課題	清掃協会の活動は、女性部が主となって活動しています。女性部役員の高齢化が進んでおり、新たな人材の発掘・担い手の確保等が課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点	新たな人材の発掘・担い手の確保を支援します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	まちをきれいに保つために、今後もゴミの削減活動を推進し支援事務を継続することが必要です。
② 事業の効果性	4	リユース・リサイクルを推進することで、地域内でゴミの削減意識が広がり効果が出ています。
③ 事業の効率性	4	バザーを通じ、品物を集める際に各家庭でリユース可能なものを探し、バザーを訪れた人がリサイクル・リユースについて考えるきっかけとなっており、直接区民へ働きかけることが可能となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	エコライフフェアのバザー出店は、長年、麻布清掃協会と合同で行っており、親睦を深めるための交流の場として機能しているほか、環境意識の啓発につながっています。また、施設見学会は、毎年多数の応募があり、地域からも他区の清掃事業の実態を知ることができる見学会を行うことを要望されているほか、環境意識も高まっています。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	赤坂地区みなとタバコルール推進	開始年度	平成 9 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・環境美化の推進		

事業概要

事業の目的	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するよう周知・啓発を行い、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする環境の実現を図ります。
事業の対象	区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内事業者等
事業の概要	<p>みなとタバコルールを周知及び浸透させるため、以下の取組を行っています。</p> <p>(1) 赤坂地区管内におけるタバコに係る苦情・相談対応</p> <p>(2) みなとタバコルールの周知・啓発</p> <p>○区民、事業者等の地域の皆さんと協働及び連携し、みなとタバコルールの啓発と環境美化のキャンペーン活動を実施</p> <p>○区内駅周辺等を中心に、路上・歩行喫煙の禁止についての路面シール、ポスター等を設置</p> <p>(3) 巡回啓発員による路上・歩行喫煙者への指導・啓発の実施</p> <p>(4) 赤坂地区管内の指定喫煙場所の整備・管理、環境改善</p> <p>(5) 指定喫煙場所の清掃</p>
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく勧告及び公表に関する要綱等

事業の成果

指標	指標1	苦情相談件数			指標2	指定喫煙場所設置数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	60	114	190.0%	平成28年度	3	2	66.7%	平成28年度			
平成29年度	60	91	151.7%	平成29年度	2	4	200.0%	平成29年度				
平成30年度	60	—	—	平成30年度	2	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

平成29年度は溜池山王駅周辺に指定喫煙場所を2か所、屋内喫煙場所を2か所新設しました。指定喫煙場所の整備や民間所有の喫煙所との連携等で、赤坂地区管内の喫煙状況は苦情件数の減少から鑑みても改善してきています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	21,648	21,648	0	0	0	0	0	0	21,648	20,875	96%
平成29年度	34,113	34,113	0	0	0	0	0	0	34,113	32,197	94%
平成30年度	43,012	43,012	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

指定喫煙場所の新設により、灰皿清掃業務の委託料が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	周知方法を再検討し、「みなとタバコルール」のより一層の周知徹底を図ります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	条例により公共の場での喫煙に対する規制を設けたことにより、喫煙禁止区域での喫煙に対する指導への区民ニーズは高まっています。さらに、国、都の条例化に関する動きにより受動喫煙に対する区民の意識は高まっており、区の条例への関心も今後一層高まる見込みです。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	条例による規制をかけず、マナーの問題として啓発活動を実施している自治体と、路上喫煙・ポイ捨て禁止に関する条例を設置し、罰則を設けている自治体に分けられます。 (例 千代田区：路上喫煙等に対し過料2,000円徴収。)
コスト削減の工夫・余地	日本たばこ産業株式会社と連携し、指定喫煙場所の新設・撤去工事等の費用を一部負担が行われています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	指定喫煙場所に設置している灰皿の清掃。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	「みなとタバコルール」の更なる周知を行い、ルールを徹底する必要があります。また、タバコを吸う人と吸わない人の共存のために指定喫煙場所の整備が必要です。さらに、指定喫煙場所の整備を進めるにあたって、港区全体の取り組みとしてタバコ店、地元企業、鉄道事業者、区、都、との連携を進めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	周知方法を再検討し、「みなとタバコルール」のより一層の周知徹底を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	苦情件数は減少しましたが、特定箇所への苦情が集中するなど、区民ニーズは高いと言えます。区民や在勤者からの関心は非常に高く、継続して取り組む必要があります。
② 事業の効果性	4	「みなとタバコルール」の内容が徹底して周知され普及してきています。指定喫煙場所を整備することで、喫煙者がよりルールを守る環境を整備する必要があります。
③ 事業の効率性	4	条例規制によって、非喫煙者の受動喫煙喫煙防止は進んできていますが、その分喫煙スペースが減少してきています。タバコを吸う人と吸わない人の共存のために指定喫煙場所の整備等も地域の企業等と連携しながら進めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>条例により公共の場での喫煙に対する規制を設けたことにより、喫煙禁止区域での喫煙に対する指導への区民ニーズは高まっているため、今後もみなとタバコルールの周知徹底、啓発活動は実施していく必要があります。また条例によって、たばこ店、コンビニ前に設置してあった灰皿が撤去され、喫煙スペースが少なくなっていることから、喫煙者からの指定喫煙場所の整備のニーズも高まっていますが、港区のみの取り組みで解決することは困難です。そのことから、地元企業や鉄道事業者等の民間事業者や国や東京都との連携を、区全体の取り組みとして行っていくことが必要です。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 53

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	赤坂地区環境美化啓発	開始年度	平成 10 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をにみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

## 事業概要

事業の目的	区、区民等及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指します。
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	○清掃用具の貸出（個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸出） ○環境美化推進員の委嘱
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱、港区道路美化協力員制度実施要綱

## 事業の成果

指標	指標1	環境美化推進員数			指標2	環境美化推進員登録団体数			指標3	清掃用具等貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	724	715	98.8%	平成28年度	21	22	104.8%	平成28年度	15	9	60.0%
平成29年度	724	629	86.9%	平成29年度	22	23	104.5%	平成29年度	15	10	66.7%	
平成30年度	724	—	—	平成30年度	23	—	—	平成30年度	15	—	—	

指標から見た事業の成果  
啓発活動や区民、事業者等へ清掃活動等の支援を行うことにより、在住、在勤、在学等港区にかかるすべての人に対し、清潔できれいな港区への意識付けに寄与しています。指標1の推進員環境美化推進員数は、29年度には前年度に比べ大幅に減少しましたが、着実に環境美化への意識は増加しています。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	100%
平成29年度	27	27	0	0	0	0	0	0	27	27	100%
平成30年度	4	4	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
清掃用具の在庫数を確認し、予算計上しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	登録団体数を増やすため、支所主催の清掃活動など様々な機会を捉えて事業のPRを行っています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	社会的に地域貢献活動の意識が高まっており、引き続き清掃用具の貸出等の支援が必要です。なお、その傾向として、環境美化推進員の
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	練馬区では、「練馬区ポイ捨て及び落書き行為の防止条例」に基づき、環境美化推進地区を指定し、清掃用具等の支給等を行っています。また、環境美化推進地区以外でも区民で構成される団体の清掃活動に対し、登録により清掃用具の提供を行っています。
コスト削減の工夫・余地	予算計上する際に、在庫を確認し、必要最低限で清掃用具等を予算計上しています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	活動主体が、区民、事業者のため委託の必要性はないと考えます。
事業の課題	毎年着実に登録団体数は増加していますが、まだ当該事業についての認知がない団体等もあります。事業のPRを積極的に行い、登録団体数の更なる増加を狙う必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	総合支所主催の清掃活動や町会等の清掃活動の際に、参加団体に対して、事業についてのチラシを作成して配布するなどの活動を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	一定のニーズを保っており、当事業は清掃活動を活性化させる契機となるため、継続実施する必要があります。
② 事業の効果性	4	毎年推進員数、登録団体数ともに増加傾向にあり、登録団体が活動することで、通行人も環境美化に対する意識が向上します。
③ 事業の効率性	4	用具を貸出すことで環境美化が推進され、地域貢献活動の意識を高めることができています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	毎年、環境美化推進員が一定数（600～700人程度）おり、清掃活動をする人からの清掃用具の貸出へのニーズがあります。貸出用具に使用頻度を高める工夫を行い、各団体の清掃活動を支援し、活性化していくことが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	赤坂地区環境改善	開始年度	平成 13 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要

事業の目的	カラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。
事業の対象	赤坂地区管内の民地、私道で緊急対応が必要な区民等
事業の概要	赤坂地区管内の民地や私道で緊急対応が必要な場合に、カラスの巣等の撤去業務を行います。 ①カラスの巣の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

事業の成果

指標	指標1	カラス被害苦情件数			指標2	カラス巣撤去件数			指標3	カラス（ヒナ）回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	15	5	33.3%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	1	0	0.0%
平成29年度	15	4	26.7%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	1	0	0.0%	
平成30年度	15	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果 カラスに関しての苦情は一定数ありましたが、主に発生場所が私有地であったため、カラス駆除業者の紹介で対応しました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	76	76	0	0	0	0	0	0	76	0	0%
平成29年度	76	76	0	0	0	0	0	0	76	0	0%
平成30年度	35	35	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 近年予算執行率0%が続いているため、平成30年度から予算を削減しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	職員の相談対応力の向上に取り組んでいきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	繁殖期である4～6月は特にカラス被害が多く発生するため、相談窓口が必要とされています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他の自治体でも同様の業務を行っています。
コスト削減の工夫・余地	撤去業務にかかる経費が予測できないため、単価契約としています。 今後も実績に基づいて、コスト削減に取り組んでいきます。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	カラス巢の撤去業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	担当だけでなく、課内の職員全員が相談を受ける可能性があるため（主に電話相談）、職員の相談対応力の向上、情報共有を徹底して取り組む必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	苦情件数を正確に記録するために、苦情受付表を作成する等して実績をしっかりと残すことが必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民個人での対応が困難なケースもあり、一定の相談件数もあることから、区民の相談窓口として必要です。
② 事業の効果性	4	区民からの相談への対応や助言等を行い、現状に即した対応ができています。
③ 事業の効率性	4	相談等への対応が素早く確実に行われており、効率的に実施されていると考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区民個人での対応が困難なケースもあり、相談件数も一定程度見込まれます。事業も効率的に実施されているため継続とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	



評価対象			
事務事業名	赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 16 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(11) 多様なコミュニティの形成を支援する		
施策名	① コミュニティ活動に取り組む多様な主体への支援		

事業概要	
事業の目的	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関との連携により、地域の防犯・交通安全等の取組のほか、環境美化推進の取組を通じ、安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりをめざします。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等地域団体、企業、関係機関等
事業の概要	<p>1 赤坂地区の生活安全と環境を守る協議会の運営 安全で安心できる港区にする条例第11条第2項を根拠に設置されている「赤坂青山安全・環境美化推進協議会」を運営します。 【赤坂青山生活・安全環境美化推進協議会】 目的：赤坂地区における生活安全及び環境美化活動の推進 構成：赤坂地区の町会・自治会、商店会、その他目的に賛同する企業、団体等 活動：赤坂地区の安全を脅かす課題の解決策を検討し、生活安全、環境美化等に関する活動を展開</p> <p>2 各種活動支援 地域の実情に応じた生活安全及び環境美化に関するキャンペーンの共催、自主パトロールへの参加等により活動を支援します。</p>
根拠法令等	安全で安心できる港区にする条例、同施行規則、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則

事業の成果												
指標	指標1	活動回数（パトロール含む）			指標2	協議会等が実施する活動参加延人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	20	12	60.0%	平成28年度	320	312	97.5%	平成28年度	4	3	75.0%
平成29年度	20	18	90.0%	平成29年度	312	562	180.1%	平成29年度	4	4	100.0%	
平成30年度	20	—	—	平成30年度	562	—	—	平成30年度	4	—	—	
指標から見た事業の成果	平成29年度は協議会等を予定通り4回開催するとともに、パトロール実施回数が増加したため、参加人数が大幅に増加しました。このことにより参加者の生活安全・環境美化等に対する意識が高まり、協力と連携の輪が広がりました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	46	46	0	0	0	0	0	0	46	42	91%
平成29年度	533	533	0	0	0	0	0	0	533	532	100%
平成30年度	289	289	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	今年度はパトロール活動の際に着用するユニフォーム、及びパトロール活動の際に使用する放置自転車の警告札の作成を予定しているため、事業費が増加しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	パトロールの実施にあたり、参加者に対してパトロールの目的や課題等について意識するように促しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	町会・自治会、商店街単位で構成するパトロール班に企業の参加が見られることから、地域の防犯活動に対する関心は高くなっており、引き続き地域住民、事業者、警察、区が連携してより多くの参加者によるパトロールが望まれています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区では、パトロール用物品の購入に対する助成等の取組は実施していますが、行政職員が地域住民と協働でパトロールを実施しているのは稀なケースです。
コスト削減の工夫・余地	「生活安全マップ」の更新を2年に一度にしているほか、協議会等で使用する物品等を最低限で予算計上しています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区が町会・自治会、商店街等の地域団体や関係団体等と協働して取り組む必要がある事業であるため、委託による実施は難しいです。
事業の課題	パトロールの参加者は増えていますが、今後もさらにパトロールの必要性や参加への声掛けを積極的に行っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	協議会や地域安全講習会を通して、改めてパトロールの重要性について啓発していくほか、パトロールの際に地域の防犯の課題について考えてもらうことで、主体的に参加してもらえよう改善します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	町会・自治会、商店街等の地域団体や関係団体等と協働して、地域の生活安全対策に取り組む必要があるため、この事業を継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	協議会での情報共有やパトロールの実施は地域の安心安全に寄与しており、効果性の高い事業です。
③ 事業の効率性	4	区民や関係団体、町会・自治会等の地域団体との協働により、地域全域におけるパトロールが実施でき、効率性の高い事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	当協議会は、町会・自治会、商店街、企業等から毎回多くの参加者が集まるため、地域の死活安全・環境美化の課題を共有し、対策を検討する場として効果的です。 また、当協議会の主体が地域となるよう引き続き工夫をし、区の重要課題である落書き対策や防犯カメラの設置の拡充等に引き続き取り組んでいく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	赤坂地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(11) 多様なコミュニティの形成を支援する		
施策名	③ 地域活動情報の共有による地域コミュニティ意識の醸成		

事業概要

事業の目的	地域の活動・取組みや、地域に伝えられてきた伝統などを紹介し、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的とします。
事業の対象	赤坂地区在住・在勤・在学者・赤坂地区のために活動したい人
事業の概要	<p>公募により参加した編集委員が、年間16回程度編集会議を開催し、地域情報誌の企画、編集を行います。また、編集委員が取材や原稿作成を行い、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」(縦折ジャバラ折全8面)を年間4回発行しています。</p> <p>地域情報誌は、赤坂地区内戸別配布と、駅、町会や区有施設等への設置を実施しています。また、区ホームページにデータ化した地域情報誌を掲載し、情報の発信を図っています。</p> <p>*英語翻訳版(ダイジェスト版)を年間1回発行します。</p>
根拠法令等	港区赤坂地区総合支所区民参画組織赤坂・青山地区タウンミーティング設置要綱

事業の成果

指標	指標1	地域情報誌の配布個所数			指標2	地域情報誌の発行部数			指標3	地域情報誌の発行回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	37	37	100.0%	平成28年度	100,000	100,000	100.0%	平成28年度	5	5	100.0%
平成29年度	37	39	105.4%	平成29年度	100,000	100,000	100.0%	平成29年度	5	5	100.0%	
平成30年度	39	—	—	平成30年度	100,000	—	—	平成30年度	5	—	—	

指標から見た事業の成果  
民間企業の窓口等へ設置いただいたことにより、設置個所は増加しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	5,084	5,084	0	0	0	0	0	0	5,084	4,993	98%
平成29年度	5,127	5,127	0	0	0	0	0	0	5,127	5,084	99%
平成30年度	5,116	5,116	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
ほぼ予算通りの執行状況となっています。今後も現状維持が予想されます。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	地域情報誌をさらに充実した内容にしていくため、アンケートの実施等さまざまな手法により、区民ニーズの把握に努めます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区では5地区総合支所でそれぞれの地区ごとに同様の事業を実施し、地域の特性を活かした紙面づくりと地域情報の発信・共有を行っています。大田区では、各特別出張所で地域に密着した情報を発信する地域情報誌を発行しています。
コスト削減の工夫・余地	地域情報誌の編集・作成業務委託事業者を、プロポーザル方式により選考することで、業務内容の向上を目指しつつ、コストの削減を図っています。印刷製本については、毎号見積もり合わせで事業者を選定することで、経費の削減を図っています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	地域情報誌の編集・作成業務委託、印刷業務委託、配布業務委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	赤坂・青山地域の在住者には戸別配布を行っていますが、在勤・在学者及び来街者へは駅・区有施設等への設置を通じて配布しています。より多くの方の手に渡るよう、民間企業や民間施設等にご協力いただき、設置場所を増やしていく必要があります。また、編集委員の参加人数が減少傾向にあるため、募集の周知方法については検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	より多くの方の手に渡るよう、地域情報誌の設置場所について検討する必要があります。また、編集委員の募集方法について、現状の広報みなと・地域情報誌以外の手法を検討し取り入れていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	公募による編集委員が特集面の取材・執筆を行うことで、より身近な地域情報を発信できるとともに、編集委員同士の交流の活性化を図ることができます。また、取材を通じて地域とのコミュニティ形成にも役立っています。
② 事業の効果性	4	窓口地域情報誌を取りに来る方や、地域情報誌を実際に見たという方から問い合わせが入ることがあることから、多くの方に活用していただいています。
③ 事業の効率性	4	身近な地域情報を発信するために、赤坂・青山地域に在住・在勤・在学者の参画を得て地域情報誌を発行するとともに、編集・作成、印刷、配布業務について委託することで、効率的に事業を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	公平性を担保しつつ、地域の身近な情報を地域の人々の手で発信し、地域の魅力を高めていくには、事業の継続が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 57

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	赤坂地区地区組織活動助成	開始年度	平成 17 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(17) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する		
施策名	① 子供の健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

## 事業概要

事業の目的	青少年の健全育成に貢献する母の会の活動について、事業の実施に伴う経費を助成することにより、母の会を支援します。
事業の対象	赤坂青山母の会
事業の概要	母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための費用等を助成します。 【補助対象経費】 ①活動指導者謝礼 ②研修会、講習会等実施に伴う講師謝礼 ③青少年育成事業に係る消耗品等
根拠法令等	母の会に対する助成要項

## 事業の成果

指標	指標1	実施事業数			指標2	実施事業における青少年参加者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	6	6	100.0%	平成28年度	640	719	112.3%	平成28年度			
	平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度	759	730	96.2%	平成29年度			
	平成30年度	6	—	—	平成30年度	730	—	—	平成30年度			
指標から見た事業の成果	赤坂地区内で行われている青少年のための行事の一端を母の会が担うことで、地域の連携の輪が広がり、青少年の健全育成に貢献しています。											

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	68	68	0	0	0	0	0	0	68	66	97%
平成29年度	82	82	0	0	0	0	0	0	82	77	94%
平成30年度	63	63	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度は仲ノ町まつりで配布していたお茶（食糧費）を予算に計上していないため、予算額は前年度から削減しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	事務局である赤坂警察署と協力して、赤坂青山母の会の活動が広がるよう支援していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	青少年の健全育成に寄与する活動であり、助成は必要とされています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	母の会への助成は、他の自治体でも実施しています。
コスト削減の工夫・余地	今後も実情に合わせて、コスト削減に取り組んでいきます。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	活動の主体は赤坂青山母の会の会員であり、業務を委託する必要はないと考えます。
事業の課題	実施する行事が若干、赤坂地区に偏りがあることです。
次年度へ向けた事務の改善点	赤坂地区に偏ることなく、青山地域においても母の会の活動が広がるように、事務局である赤坂警察署と協力して支援に取り組んでいきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	青少年の健全育成に寄与する活動であり、需要もあるため、必要性は高いと考えます。
② 事業の効果性	4	地域団体と効果的に連携することにより、事業目的を達成しています。
③ 事業の効率性	4	地域の方々や団体と協力し、青少年の健全育成に貢献しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地域の連携の輪を広げ、青少年の健全育成に貢献している母の会の活動を今後も支援していく必要があるため、継続とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	赤坂地区老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきとした充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	赤坂地区内の老人クラブ
事業の概要	赤坂地区管内の老人クラブが活動をするための経費を一部助成します。 【助成金の基準】 正会員の人数によって助成金の額を決定します。 【助成対象経費】 老人クラブの活動のうち、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動 【事務手続】 老人クラブからの申請、活動報告に基づいて、助成金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	老人福祉法、港区老人クラブ活動助成要綱

事業の成果												
指標	指標1	老人クラブ数			指標2	老人クラブ会員数			指標3	老人クラブ活動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	7	6	85.7%	平成28年度	300	294	98.0%	平成28年度	2,000	1,694	84.7%
平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度	292	292	100.0%	平成29年度	1,690	1,752	103.7%	
平成30年度	6	—	—	平成30年度	292	—	—	平成30年度	1,752	—	—	
指標から見た事業の成果	老人クラブ活動が活性化することで、高齢者の引きこもりを防止し、介護予防、いきがづくり、社会参加の促進等につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,214	2,214	0	0	0	0	-200	0	2,014	1,884	94%
平成29年度	1,884	1,884	0	0	0	0	24	0	1,908	1,908	100%
平成30年度	1,908	1,908	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	要綱により助成額が決まっています。平成28年度より、1団体において都営住宅の建て替えにより活動しないため助成対象外としました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	町会・自治会など他の団体と協働して取り組んでいきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	クラブ内では、①活動に参加している人②見守りのために訪問してもらっている会員に分かれており、今後後者が増加していくものと考えられます。 会員の見守りのための訪問等の活動は、老人クラブ単体ではなく、町会・自治会など他の団体と協働して取り組むことも必要になります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	取組状況は様々ですが、各区で老人クラブに対する支援を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	要綱で助成金額が定められており、各クラブとも助成金額を上回る活動を行っているため、助成金額の減額は困難であると考えます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	活動の主体は老人クラブの会員であり、業務を委託する必要性はないと考えます。
事業の課題	会員数が減少傾向にあり、加入促進支援が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	加入促進に向け、各老人クラブの状況をヒアリングする等の支援をします。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	今後ますます高齢化が進行するという社会情勢を鑑みると、高齢者の引きこもり防止、介護予防、いきがいつくりの推進につながる本事業は、継続する必要があると考えます。
② 事業の効果性	4	老人クラブの活動回数から、活発な活動が行われていると評価できますが、クラブによって、参加人数、参加者に偏りがあります。
③ 事業の効率性	5	老人クラブの自主的な活動を促進するため、金銭的支援は妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	老人クラブの活動は、高齢者の孤立化を防ぎ、高齢者の生活を豊かなものとするため重要性を増しています。いきいきとした高齢社会の実現を目指す老人クラブへの助成は必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	